令和８年（フ）第４８９号
相模原市南区大野台１丁目６番13―５号
債務者　齋藤亜希子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４９７号
埼玉県吉川市大字半割412番地３
債務者　浅子　正彦
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加々美　光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
和歌山市善明寺168番地６
債務者　湯川　由紀子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１６９号
神奈川県藤沢市辻堂神台１丁目６番１―309号
債務者　鈴木　由成
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原多江子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０８号
岐阜県羽島郡笠松町田代572番地の２
債務者　石田　直也
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳場　雄貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４３２号
和歌山市今福２丁目３番45号　県営今福第一団地１―１―106
債務者　中岡三知子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　九鬼　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
盛岡市浅岸二丁目９番31号　ファミール浅岸201号
債務者　工藤　　歩
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　翔吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２１０２号
名古屋市中村区小鴨町125番地
債務者　山田　貫弐
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６３号
愛知県津島市宮川町３丁目11番地17、従前の住所愛知県津島市橘町４丁目７番地　サンベルテ橘201号
債務者　永坂　　輝
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大楠　善和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８０号
北海道北見市幸町８丁目４番７号　小野マンションⅠ　５号、前住所北海道北見市東陵町180番地20
債務者　後藤　直人
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２６号
福島県相馬市成田字藤堂塚438―１　サニープレイス花202、住民票上の住所宮城県伊具郡丸森町金山字沼下72番地３
債務者　八巻由梨香
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第２８号
福島県南相馬市鹿島区南柚木字水神下63番地
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第２３７号
茨城県常陸太田市馬場町936番地
債務者　濱口　毅史
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２５号
茨城県日立市金沢町４丁目23番16―102号、前住所茨城県日立市大沼町３丁目４番３―101号
債務者　小浜　暁子（旧姓小濱）
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第２３９号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘２丁目19番地８　ドゥ・ジャルダンⅡ―204
債務者　上田　和彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２５５号
茨城県土浦市東崎町６番30号　ポプラの郷土浦
債務者　小倉　克彦
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係